



平成 25 年税制改正 法人税編



3月29日、平成25年税制改正案が国会で可決成立しました。今回はその税制改正のうち法人税に関するものの一部をご紹介します。

企業による雇用及び給与を拡大するための税制措置の創設

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度において、下記の条件をすべて満たした場合に一定の税額控除が受けられる新たな制度が創設されました。また、現在施行されている雇用促進税制についても拡充され、税額控除額が増加雇用者一人当たり20万円から40万円へと引き上げられます。なお、この新制度と雇用促進税制はいずれか一方の選択適用となります。



適用条件

(その事業年度の給与等の支給額 - 基準年度(1)の給与等の支給額) / 基準年度の給与等の支給額の5%



その事業年度の給与等の支給額

その事業年度の前事業年度の給与等の支給額

その事業年度の平均給与等支給額

前事業年度の平均給与等支給額

- (1) 基準年度とは平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の前事業年度を言います。
- (2) 給与等の支給額には役員と役員の親族に支払ったものは除かれます。



控除金額



(その事業年度の給与等の支給額 - 基準年度の給与等の支給額) × 10%
ただし、控除税額はその事業年度の法人税額の20%が限度となります。

ご参考までに、次ページに適用例を挙げさせていただいております。



適用例

前提：適用する事業年度（H25年9月1日からH26年8月31日）

給与支給額 11,000,000 円、従業員数 5 人、法人税額 200,000 円

その基準年度（H24年9月1日からH25年8月31日）

給与支給額 10,000,000 円、従業員数 5 人

適用の有無の判定

$11,000,000 \text{ 円} - 10,000,000 \text{ 円} = 1,000,000 \text{ 円}$ $10,000,000 \text{ 円} \times 5\% = 500,000 \text{ 円}$

11,000,000 円 10,000,000 円

$11,000,000 \text{ 円} \div 5 \text{ 人} = 2,200,000 \text{ 円}$ $10,000,000 \text{ 円} \div 5 \text{ 人} = 2,000,000 \text{ 円}$

要件をすべて満たしているため適用あり

控除税額

$(11,000,000 \text{ 円} - 10,000,000 \text{ 円}) \times 10\% = 100,000 \text{ 円}$

控除限度額

$200,000 \text{ 円} \times 20\% = 40,000 \text{ 円}$

100,000 円 > 40,000 円

控除税額は 40,000 円

交際費課税の特例を拡充

中小企業の交際費の支出による販売促進活動の活性化を図り、景気回復を後押しするため、損金として認められる金額が拡充されます。

従来、中小企業が支出した交際費については 600 万円までの 90%相当額が損金として認められていましたが、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始される事業年度においては損金として認められる金額が 800 万円までの全額に拡充されました。

